

国際郵便によるリチウム電池の郵送条件

【リチウム電池を国際郵便で送付する場合の条件(概要)】

次の全ての条件に適合する必要があります。

- ① 機器に取り付け又は機器に内蔵されていること
- ② リチウムの内容量又はワット時定格値等が一定限度内であること
- ③ リチウム電池の数量制限(単電池の場合は4個、組電池の場合は2個)の範囲内であること
- ④ リチウム電池の輸入を制限していない国・地域宛て等に差し出すこと

なお、機器に取り付けられたボタン型のリチウム電池(※1)は、航空危険物に該当しませんので、ボタン型のリチウム電池が取り付けられた機器類(※2)は、航空便・船便にかかわらず送付することができます。

※1 ボタン電池とは形状が円形で、その直径の方が高さより大きいものをいいます(コイン型電池、マメ電池ともいいます。)



※2 リチウムボタン電池を使用する物品例

- ・ 腕時計
 - ・ 炊飯器
 - ・ デスクトップパソコン 等
- ※ 時計やバックアップメモリのデータ保持などのため、リチウムボタン電池が使用されています。

送付の条件(詳細)① 機器に取り付け又は内蔵されていること

次の条件に適合して機器に取り付け又は内蔵されていることが必要です。
一般に市販されている電子機器に正しく取り付けられたものであれば、通常の場合これらの条件に適合します。

- ・ 損傷及び短絡(ショート)から保護される機器に取り付けられていること。
- ・ 偶発的な起動を防ぐための効果的な装置を備えた機器に取り付けられていること。
- ・ リチウム組電池については、梱包の能力及び意図する使用との関係において十分な強度を有する適当な材料を用いて製造され、かつ設計された強固な外装の容器によって梱包されていること。ただし、電池が内蔵されている機器により同等の保護が可能である場合は、この限りではありません。
- ・ 最新のICAO技術指針に規定する包装基準967の第2部(リチウムイオン単電池及びリチウムイオン組電池)又は包装基準970の第2部(リチウム金属単電池及びリチウム金属組電池)の定めるところにより包装されていること。



ご注意ください

機器に取り付けられていない次のリチウム電池は、他の条件を満たすものであっても、郵送できません。

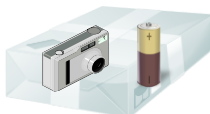
- ・ リチウム電池単体
- ・ リチウム電池を機器に取り付けずに機器と一緒に同封したもの(同梱といえます。)

× 送付できません。 ○ 送付できます。

× リチウム電池単体



× リチウム電池を機器に取り付けずに同梱したもの



○ リチウム電池が機器に取り付け又は内蔵されたもの

※ 機器にリチウム電池が取り付け等されている状態で、電池と機器とが別々になっていません。



送付の条件(詳細)② リチウムの内容量又はワット時定格値等の条件を満たすものであること

リチウム電池の種類や構造ごとに定められた内容量又はワット時定格値等の条件に適合する必要があります。
一般的に社会に流通している機器(携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ノートパソコン等)に使用されるリチウム電池は、通常の場合これらの基準に適合します。

国際郵便で送付可能なリチウム電池の基準

電池の区分		国際郵便で送付可能な基準	
種類	構造	リチウム内容量	ワット/時定格値
リチウム金属電池 リチウム合金電池 (一般的に充電不可)	単電池(セル)	1グラム以下	—
	組電池(バッテリー)	2グラム以下	—
リチウムイオン電池 リチウムポリマー電池 (一般的に充電式)	単電池(セル)	—	20ワット時以下
	組電池(バッテリー)	—	① 100ワット時以下 ② 外側の容器にそのワット時定格値を表示したものであること。

(電池に関するその他の基準)

- ・ 「国際連合による試験及び基準に係る手引書」第3部第38節38.3に定める各試験の要件を満たしていることが証明された種類のものであること。
- ・ 製造者により安全上の理由で欠陥があると識別されているものでないこと。
- ・ 損傷していないものであること。
- ・ 危険な熱、火災又は短絡が発生する可能性がないものであること。
- ・ 電池の重量が5キログラムを超えないものであること。

送付の条件(詳細)③ リチウム電池の数量が次に掲げる数量の範囲内であること

1つの郵便物について、リチウム電池の数量が、最大4個のリチウム単電池(セル)又は最大2個のリチウム組電池(バッテリー)であれば国際郵便で送付することができます。

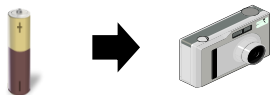
【送付が認められる例】

4個以下のリチウム単電池(セル)又は2個以下のリチウム組電池(バッテリー)

(リチウム電池の取付け例)

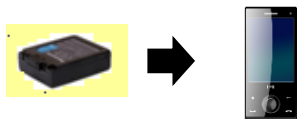
例1

1個の単電池(セル)を取り付けたデジタルカメラ



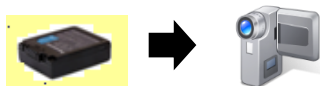
例2

1個の組電池(バッテリー)を取り付けた携帯電話



例3

1個の組電池(バッテリー)を取り付けたビデオカメラ



デジタルカメラ4台



携帯電話1台とビデオカメラ1台

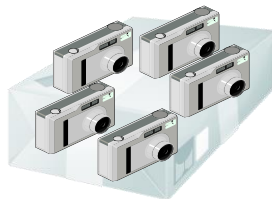


【送付が認められない例】

5個以上のリチウム単電池(セル)又は3個以上のリチウム組電池(バッテリー)



デジタルカメラ5台



携帯電話2台とビデオカメラ1台



送付の条件(詳細)④ リチウム電池の輸入を制限していない国・地域宛て等に差し出すこと

取扱国・地域

日本郵便HPの「国・地域別情報」-「各国共通の条件」-「万国郵便条約及びその他の規則に基づく禁制品等」の(注2)(注3)に掲載の取扱国・地域へ送ることができます。

掲載場所:万国郵便条約及びその他の規則に基づく禁制品等(注2)(注3)

<https://www.post.japanpost.jp/cgi-kokusai/p05-06.htm>

※ 取扱可能な国・地域であっても、その国・地域の最新の法令の規定等により、郵便物が返送等される場合があります。
また、SAL郵便物や国際スピード郵便物を取り扱っていない国・地域のほか、一部の電化製品の郵送ができない国・地域もありますので、国際郵便条件表(国・地域別情報)にて、名宛国・地域別の条件もご確認ください。

掲載場所:国際郵便約款 別冊 国際郵便条件表(国・地域別情報)

<https://www.post.japanpost.jp/cgi-kokusai/>

取扱局

全国の郵便局で差し出すことができます。